

福井県報

号外第28号
平成20年
4月1日(火)
火・金曜日 発行
1月1,750円郵送料共

目次

告示
(※は、県例規集登載事項)

- ※公共工事の入札および契約に係る公表事項の閲覧に関する規程の一部を改正する告示(二四三・土木管理課)
- ※福井県財務規則の適用を受けるかいの名称および位置の一部を改正する告示(二四四・会計局)……………一

- 訓令
- ※企画幹および技幹等の掌理する事務を定める規程(八・人事企画課)…………四
- ※職員をもつて充てる附属機関の委員等に関する訓令の一部を改正する訓令(九・人事企画課)……………五
- ※福井県事務決裁規程の一部を改正する訓令(一〇・人事企画課)…………六

告示

福井県告示第243号

公共工事の入札および契約に係る公表事項の閲覧に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年4月1日

福井県知事 西川 一誠

公共工事の入札および契約に係る公表事項の閲覧に関する規程の一部を改正する告示

公共工事の入札および契約に係る公表事項の閲覧に関する規程(平成13年福井県告示第367号)の一部を次のように改正する。別表を次のように改める。

別表 (第2条関係)

1 総務部関係			
名	称	位	置
福井県福井県税事務所		福井市	
福井県坂井県税事務所		坂井市	
福井県総務部財産活用課		福井市	
福井県総務部情報政策課		福井市	
2 総合政策部関係			
名	称	位	置
福井県福井県振興局若狭県民サービス室		小浜市	
福井県福井県振興局二洲県民サービス室		敦賀市	
3 安全環境部関係			
名	称	位	置
福井県安全環境部危機対策・防災課		福井市	
福井県安全環境部原子力安全対策課		福井市	
福井県安全環境部廃棄物対策課		福井市	
福井県原子力環境監視センター		敦賀市	
福井県自然保護センター		大野市	
4 健康福祉部関係			
名	称	位	置
福井県福井県南振興局二洲健康福祉センター		敦賀市	
福井県福井県南振興局若狭健康福祉センター		小浜市	
福井県立病院		福井市	
福井県衛生環境研究センター		福井市	
5 産業労働部関係			
名	称	位	置
福井県産業労働部観光振興課		福井市	
福井県産業労働部地域産業・技術振興課		福井市	
福井県工業技術センター		福井市	
福井県陶芸館		丹生郡越前町	
福井県立福井県産業技術専門学校		福井市	
福井県立敦賀産業技術専門学校		敦賀市	
6 農林水産部関係			
名	称	位	置
福井県福井県農林総合事務所		福井市	
福井県坂井県農林総合事務所		坂井市	
福井県奥越農林総合事務所		大野市	
福井県丹南農林総合事務所		越前市	
福井県農業試験場		福井市	
福井県家畜保健衛生所		福井市	
福井県農林水産部水産課		福井市	
福井県水産試験場		敦賀市	
福井県栽培増殖センター		小浜市	
福井県内水面総合センター		福井市	
福井県越前漁港事務所		丹生郡越前町	
福井県総合グリーンセンター		坂井市	

7 土木部関係

名	称	位	置
福井県土木部土木管理課		福井市	
福井県福井土木事務所		福井市	
福井県三国土木事務所		坂井市	
福井県奥越土木事務所		大野市	
福井県奥越土木事務所勝山土木部		勝山市	
福井県丹南土木事務所		越前市	
福井県丹南土木事務所鯖江丹生土木部		越前町	
福井県丹南土木事務所今立土木部		越前市	
福井県嶺南振興局敦賀土木事務所		敦賀市	
福井県嶺南振興局小浜土木事務所		小浜市	
福井県雪対策・建設技術研究所		福井市	
福井県足羽川激特対策工事事務所		福井市	
福井県浄土寺川ダム建設事務所		勝山市	
福井県吉野瀬川ダム建設事務所		越前市	
福井県嶺南振興局河内川ダム建設事務所		三方上中郡若狭町	
福井県福井港湾事務所		坂井市	
福井県嶺南振興局敦賀港湾事務所		敦賀市	
福井県福井空港事務所		坂井市	
福井県福井駅周辺整備事務所		福井市	
福井県土木部建築住宅課		福井市	
福井県土木部宮繕課		福井市	

8 教育庁関係

名	称	位	置
福井県教育庁学校教育振興課		福井市	
福井県教育庁文化課		福井市	
福井県福井運動公園事務所		福井市	
福井県立藤島高等学校		福井市	
福井県立高志高等学校		福井市	
福井県立羽水高等学校		福井市	
福井県立足羽高等学校		福井市	
福井県立三国高等学校		坂井市	
福井県立金津高等学校		あわら市	
福井県立丸岡高等学校		坂井市	
福井県立大野高等学校		大野市	
福井県立勝山高等学校		勝山市	
福井県立鯖江高等学校		鯖江市	
福井県立丹南高等学校		鯖江市	
福井県立丹生高等学校		丹生郡越前町	
福井県立武生高等学校		越前市	
福井県立武生東高等学校		越前市	
福井県立敦賀高等学校		敦賀市	
福井県立美方高等学校		三方上中郡若狭町	
福井県立若狭高等学校		小浜市	
福井県立若狭東高等学校		小浜市	
福井県立福井農林高等学校		福井市	
福井県立坂井農業高等学校		坂井市	
福井県立小浜水産高等学校		小浜市	
福井県立科学技術高等学校		福井市	
福井県立春江工業高等学校		坂井市	
福井県立大野東高等学校		大野市	
福井県立武生工業高等学校		越前市	
福井県立敦賀工業高等学校		敦賀市	
福井県立福井商業高等学校		福井市	

福井県立勝山南高等学校	勝山市
福井県立武生商業高等学校	越前市
福井県立道守高等学校	福井市
福井県立盲学校	福井市
福井県立ろう学校	福井市
福井県立福井養護学校	福井市
福井県立福井南養護学校	福井市
福井県立福井東養護学校	福井市
福井県立福井北養護学校	坂井市
福井県立清水養護学校	福井市
福井県立南越養護学校	越前市
福井県立嶺南東養護学校	三方郡美浜町
福井県立嶺南西養護学校	小浜市
福井県教育研究所	福井市
福井県立武道館	福井市
福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館	福井市

9 警察本部関係

名	称	位	置
福井県警察本部警務部会計課		福井市	

10 企業局関係

名	称	位	置
福井県企業局経営管理課		福井市	

11 議会事務局関係

名	称	位	置
福井県議会事務局		福井市	

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

福井県告示第244号

福井県財務規則の適用を受けるかいの名称および位置の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年4月1日

福井県知事 西川 一誠

福井県財務規則の適用を受けるかいの名称および位置の一部を改正する告示
福井県財務規則の適用を受けるかいの名称および位置（昭和55年福井県告示第300号）の一部を次のように改正する。

表中「嶺南振興局 小浜市遠敷1丁目

自治研修所 福井市大畑町 』を
「嶺南振興局 小浜市速敷1丁目」に
改める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行
する。

訓令

福井県訓令第8号

庁中一般

企画幹および技幹等の掌理する事務を定める規程を次のように定める。

平成20年4月1日

福井県知事 西川 一誠

企画幹および技幹等の掌理する事務を定める規程

(企画幹の掌理する事務)

第1条 行政組織規則（昭和39年福井県規則第21号。以下「規則」という。）第202条第1項に規定する企画幹のうち次の表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を掌理する。

部	補職名	掌理する事務
総務部	企画幹	1 総務部政策推進グループの所管に属する事務 2 総務部の所管に属する事務のうち、人材育成課の所管に属する事務以外のものおよび次条に規定する総務部の技幹の掌理する事務以外のもの 3 前2号に掲げるもののほか、総務部内の複数の課（室）に関連する事務
	企画幹（政策研修）	人材育成課の所管に属する事務
	企画幹	1 総合政策部の所管に属する事務のうち、総合交通課または新幹線建設推進課の所管に属する事務以外のもの 2 前号に掲げるもののほか、総合政策部内の複数の課に関連する事務
	企画幹（交通対策）	総合交通課の所管に属する事務
総合政策部	企画幹（新幹線）	新幹線建設推進課の所管に属する事務

企画幹	安全環境部	1 安全環境部政策推進グループの所管に属する事務 2 安全環境部の所管に属する事務のうち、県民安全課、環境政策課、廃棄物対策課または自然保護課の所管に属する事務以外のものおよび第3条に規定する危機対策幹の掌理する事務以外のもの 3 前2号に掲げるもののほか、安全環境部内の複数の課に関連する事務
	企画幹（県民安全）	県民安全課の所管に属する事務
	企画幹（環境）	環境政策課、廃棄物対策課および自然保護課の所管に属する事務
企画幹	健康福祉部	1 健康福祉部政策推進グループの所管に属する事務 2 健康福祉部の所管に属する事務のうち、子ども家庭課の所管に属する事務以外のもの 3 前2号に掲げるもののほか、健康福祉部内の複数の課に関連する事務
	企画幹（少子化対策）	子ども家庭課の所管に属する事務
	企画幹	1 産業労働部政策推進グループの所管に属する事務 2 産業労働部の所管に属する事務のうち、企業誘致課の所管に属する事務以外のものおよび次条に規定する産業労働部の技幹の掌理する事務以外のもの 3 前2号に掲げるもののほか、産業労働部内の複数の課に関連する事務
企画幹	産業労働部	企業誘致課の所管に属する事務のうち、致・港湾利活用
	企画幹（企業誘致）	企業誘致課の所管に属する事務のうち、企業立地推進室の所管に属する事務

農林水産部	企画幹	1 農林水産部政策推進グループの所管に属する事務 2 農林水産部の所管に属する事務のうち、販売開拓課の所管に属する事務以外のものおよび次条に規定する農林水産部の技幹の掌理する事務以外のもの 3 前2号に掲げるもののほか、農林水産部内の複数の課に関連する事務
	企画幹（食育推進・地産地消）	販売開拓課の所管に属する事務
	企画幹	1 土木部政策推進グループの所管に属する事務 2 土木部の所管に属する事務のうち、都市計画課の所管に属する事務以外のものおよび次条に規定する土木部の技幹の掌理する事務以外のもの 3 前2号に掲げるもののほか、土木部内の複数の課に関連する事務
土木部	企画幹（中心市街地）	都市計画課の所管に属する事務

(技幹の掌理する事務)

第2条 規則第202条第2項に規定する技幹のうち次の表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を掌理する。

部	補職名	掌理する事務
総務部	技幹（検査）	工事検査課の所管に属する技術に関する事務
産業労働部	技幹（産業技術）	工業技術センターの所管に属する技術に関する事務
	技幹	農林水産部の所管に属する技術に関する事務のうち、技幹（森林政策・全国植樹祭）、技幹（農村振興）、技幹（農業経営）、技幹（畜産）または技幹（水産振

農林水産部		興）の掌理する事務以外のもの
	技幹（森林政策・全国植樹祭）	県産材活用課および森づくり課の所管に属する技術に関する事務
	技幹（農村振興）	農村振興課の所管に属する技術に関する事務
	技幹（農業経営）	農業試験場の所管に属する技術に関する事務
	技幹（畜産）	畜産試験場の所管に属する技術に関する事務
	技幹（水産振興）	水産試験場の所管に属する技術に関する事務
土木部	技幹	土木部の所管に属する技術に関する事務のうち、技幹（防災）または技幹（建築）の掌理する事務以外のもの
	技幹（防災）	土木部所管の防災に関する事務
	技幹（建築）	建築住宅課および営繕課の所管に属する技術に関する事務

(危機対策幹の掌理する事務)

第3条 規則第202条第2項に規定する危機対策幹は、次に掲げる事務を掌理する。

(1) 安全環境部所管の危機対策に関する事務

(2) 前号に掲げるもののほか、危機対策に関する事務の総合調整に関する事務

附 則

- 1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 企画幹および技幹等の掌理する事務を定める規程（平成19年福井県訓令第36号）は、廃止する。

福井県訓令第9号

庁中一般
各出先機関
職員をもつて充てたる附属機関の委員等に関

する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年4月1日

福井県知事 西川 一誠

職員をもつて充てる附属機関の委員等に関する訓令の一部を改正する訓令
職員をもつて充てる附属機関の委員等に関する訓令（昭和40年福井県訓令第34号）の一部を次のように改正する。

別表福井県地価調査協議会の項、福井県歯科技工士試験委員の項および福井県薬事審議会の項を削る。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

福井県訓令第10号

庁中一般

福井県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年4月1日

福井県知事 西川 一誠

福井県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福井県事務決裁規程（昭和50年福井県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第11項知事の決裁を受けなければならない事項の欄第2号中「、福井県漁業構造改善協議会」を削る。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

平成二十年四月一日印
平成二十年四月一日発

刷 行

発行人
印刷人

〒九一〇―八五八〇
〒九一九―〇四八二

福井県福井市大手三丁目一七番一号
福井県坂井市春江町中庄六一―三三一

福 井 県
(株)エクシート

☎ 五 六 七 八 番